

(令和8年度 改定版)

# 震災時給水対策要綱

## (藤枝市上水道防災計画)

令和 8 年 4 月

藤枝市環境水道部上水道課

# 目 次

## 第 1 章 総 則

第 1 節	目的及び基本方針	1
第 2 節	用語の定義	1
第 3 節	被害想定	1～4

## 第 2 章 平常時対策

第 1 節	初動体制の確認	5
第 2 節	各種マニュアルの作成	5～8
第 3 節	関係機関との連携	8
第 4 節	応急対策資料の準備	8
第 5 節	応援依頼の検討	8
第 6 節	職員に対する教育及び訓練	8
第 7 節	市民に対する広報及び訓練	9

## 第 3 章 地震防災施設整備計画及び地震防災用資機材等整備計画

第 1 節	地震防災施設整備計画	10
第 2 節	地震防災用資機材等整備計画	10～11

## 第 4 章 地震防災応急対策(警戒)

第 1 節	観測情報から注意情報発表時の対応	12
第 2 節	水道地震災害警戒本部の設置	12
第 3 節	地震予知、情報等の伝達	12

## 第 5 章 災害応急対策

第 1 節	水道地震災害対策本部の設置	13
第 2 節	応急給水活動	13
第 3 節	復旧対策	13～14

## 別表関係目次

別表1	用語の定義	15
別表2-1	水道職員の基本行動【突発型地震】	16
別表2-2	水道職員の基本行動【南海トラフ地震に関する情報(臨時)】	17
別表2-3	震災時(時間外)の水道職員配備体制早見表	18
別表3	応援事業者等への応援依頼業務	19
別表4-1	水道地震災害警戒(対策)本部組織図	20
別表4-2	水道地震災害警戒(対策)本部班編成	21
別表5	水道地震災害警戒本部事務分掌	22
別表6	水道地震災害警戒本部(職員の職務)	23~24
別表7	市民に対する緊急貯水の呼びかけ文	25
別表8	水道地震災害対策本部事務分掌	26
別表9	水道地震災害対策本部(職員の職務)	27~28
別表10	応急給水水源一覧	29
別表11	応急給水の期間と水量	30
別表12-1	応急給水計画	31~32
別表12-2	当初運搬給水予定施設(総合病院等の災害時に拠点となる病院)	33
別表12-3	住民給水拠点施設(耐震性貯水槽)	33
別表13	応急給水活動表	34~35
別表14	藤枝市指定給水装置工事事業者一覧	36~37
別表15	藤枝市指定給水装置工事事業者災害対策本部組織	38
別表16	藤枝市水道本管施工指定業者一覧	39
別表17	藤枝市水道本管施工指定業者災害対策本部組織	40
別表18	応急復旧用資材調達先業者一覧	41
別表19	県内水道事業者等一覧	42~43
別表20	水道災害時の協力に関する協定書	44
別表21	水道災害時の資材調達に関する協定書	45
別表22	指定避難場所等連絡先一覧	46~47
別表23	重要給水施設一覧	48

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目的及び基本方針

1. この要綱は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合に給水対策を円滑に実施するために必要な事項を定めたものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく藤枝市地域防災計画の中の給水対策を具体化したものである。
2. この要綱の対象とする区域は、本市の行政区域全域とする。

### 第 2 節 用語の定義

1. 本要綱で使用している用語の定義は、別表1のとおりとする。

### 第 3 節 被害想定

#### 1. 全般的な被害想定

藤枝市の地盤は、瀬戸川を境として北部の軟弱地盤地域と南部の礫質地盤地域に分類することができる。北部の軟弱な腐植土質地盤、泥質地盤の分布は瀬戸川、葉梨川、朝比奈川の後背湿地あるいは、これらの河川に谷口を閉鎖された溺れ谷や流路変更に伴う旧流路跡地に発達している。なお、これらの地域の地表面は比較的平坦である。

したがって、地震発生時には北部軟弱地盤地域を中心に次のような被害が想定される。

- (1) 山崩れ・崖崩れ・地盤の隆起・陥没・液状化
- (2) 道路の寸断
- (3) 家屋等の倒壊及び火災
- (4) 停電及び電話の途絶
- (5) 水道管の破損による飲料水の欠乏

#### 2. 水道施設の被害想定

水道施設に係る地震被害想定は、地盤の隆起・陥没・液状化等による配管被害、地震動による各種継ぎ手のずれによる被害、電力供給停止や通信途絶による施設運用障害等が考えられ、いずれも水道の安定供給に支障をきたし、送水停止を招くことが想定される。

水道設備毎の地震被害について、想定する。

##### (1) 取水設備

現在当市で日常的に必要なとする配水量の内、約70%を地下水・伏流水による水源（泉町14井、青南町6井、茶町2井、岡部町村良1井、岡部町岡部1井）から取水し、残り約30%を大井川広域水道より受水している。将来的には人口減少社会への対応で、この割合に変化が生じるものと予測している。

南部地域（泉町・青南町）は、大井川の扇状地であり、この地域全体が砂礫層で地震地においては、水量確保はできるものの、水質は濁り等の発生が想定される。

また、北部地域の茶町・村良・岡部の水源も瀬戸川、朝比奈川の砂礫層より取水しており、水脈の揺れによる濁りが想定される。

取水井戸は、多少の損壊発生により、取水量の減少はあるものの取水はできるものと想定される。

## (2) 配水場

泉町、内瀬戸第1、内瀬戸第2、内瀬戸第3、志太、鬼岩寺、時ヶ谷、西北、子持坂、岡部、三輪、蔵田の各配水場には緊急遮断弁が設置されているため、地震発生時に適切に遮断弁が作動し、配水場本体が崩壊しなければ配水場内の水を、応急給水として使用することは可能である。

泉町配水場周辺は平地であるが、他の配水場は、自然流下方式のため高所に設置されているため、管理用道路が付いているが、地震の規模によっては道路が通行不能になることも想定される。

その他の施設については、配水場本体に被害のない場合でも流入管の継手部分に被害が生じ使用不可能となるものと思われる。

## (3) 導水管

導水管とは、各取水水源より着水井まで原水を搬送する配管の総称で、地震により損傷する恐れは十分ある。導水管が損傷すると、配水場への受水が出来なくなり、応急給水・復旧計画のいずれにも支障が出る。

特に泉町・青南町の導水管については、応急給水の拠点となるため早急な点検復旧が必要である。

## (4) 送水管

送水管は、ポンプ場より配水場まで送水する管の総称である。

送水管も他の管と同様に、地震発生時に損傷する恐れは十分にある。

送水管の中で特に、青南町送水場より内瀬戸第1配水場・内瀬戸第1配水場より内瀬戸第2配水場及び志太配水場・茶町水源地から鬼岩寺配水場までの送水管については応急給水の拠点確保のため早急な点検復旧が必要である。

## (5) 配水管

導水管・送水管と比べ老朽管が多く、いたるところで破損・漏水の被害が想定される。管路の復旧には多くの時間と労力がかかるものと思われる。

## (6) 滅菌装置

建物等に被害がない場合でも、注入設備及び配管に破損等の被害が生じると考えられる。

## (7) 山間地水道（桂島、殿、朝比奈）

施設及び配水管の老朽化が進んでいることから相当な被害が予想され、また水源も浅井戸であるため濁りの発生も予測されることから、飲料水としての使用は不可能と思われる。

## (8) 山間地水道（蔵田、廻沢、青羽根）

これら施設は山間部の斜面に位置しているため、山崩れ・崖崩れによる被害が想定される。道路に埋設されている配水管は、継手部の段差・ずれ等大きな被害を受けるものと予想される。

## (9) 北部地域の飲料水供給施設

北部地域の飲料水供給施設は、給水区域外にあり、いずれも民営施設であるため断定はできないが、施設及び配管の老朽化が進んでいることが考えられ、山崩れ・崖崩れにより相当な被害が予想されるため、飲料水としての使用は不可能と推定される。

## (10) 建築物・構造物

配水場を始めとする、各送水関連施設については、必要な施設について耐震診断を実施し、地震発生時における耐震性について確認されているので、大きな損壊等はないものと考えられるが、軽微な損傷は発生するものと考えられる。

3. 世帯数と人口

(R8.3.31現在)

区分	自治会・町内会		世帯数 (戸)	人口 (人)	必要水量 (m <sup>3</sup> )	
					第1次	第2次
給	稲葉第1	谷稲葉/堀之内	678	1,584	15	127
	葉梨第1	西方/北方/白藤	693	1,555	14	125
	葉梨第2	中ノ合/花倉/上川/横見/中田	728	1,661	15	133
	葉梨第3	上藪田/下藪田/高田/サニーヒルス <sup>※</sup> /清里 1～2丁目/南清里	2,477	6,115	56	490
	葉梨第4	時ヶ谷1～4	1,471	3,171	29	254
	広幡第1	水守/八幡/鬼島/上当間	2,057	4,864	44	390
	広幡第2	仮宿/潮/横内/下当間	1,543	3,565	33	286
	西益津第1	長楽寺2/益津下/稲川/郡1/郡2	1,952	4,290	39	344
	西益津第2	大手/田中1～3丁目	798	1,780	17	143
	西益津第3	平島 第1～第4	1,099	2,476	23	199
水	藤枝第1	原 第1～第6	1,734	3,898	36	312
	藤枝第2	木町 第1～第5	1,274	3,009	28	241
	藤枝第3	栄/小坂/上传馬	619	1,393	13	112
	藤枝第4	益津	334	667	7	54
	藤枝第5	岡出山1～3丁目	723	1,561	15	125
	藤枝第6	千才/長楽寺1	758	1,666	15	134
	藤枝第7	白子/下伝馬/左車	520	1,012	10	81
	藤枝第8	市部 第1～第3	603	1,332	12	107
	藤枝第9	藤岡1～5丁目	1,652	3,549	32	284
	藤枝第10	五十海 東/西	883	1,982	18	159
内	青島第1	前島 上東/上西/仲	1,789	3,485	32	279
	青島第2	田沼 北/中/南	1,980	3,878	35	311
	青島第3	富士見町/日の出町/マークス・ザ・タワー-藤 枝/小石川町/東町/メゾン・グランツ藤枝	1,723	3,736	34	299
	青島第4	駅前第1～3/喜多町/ファミール藤枝/エン ブルエバー藤枝/サーパス西公園	537	1,069	10	86
	青島第5	駿河台1～2、3、5/南駿河台1、2、3～ 6、駿河台団地、西団地、メゾン駿河台	2,269	4,832	44	387
	青島第6	青木 東/西/南/北	1,248	2,615	24	210
	青島第7	志太1～5丁目	1,209	2,746	25	220
	青島第8	瀬戸新屋/水上/南新屋/新南新屋/芙蓉 台/緑の丘	2,078	4,534	41	363
	青島第9	青葉町中/南/追分/追分西	2,403	5,246	48	420
	青島第10	一里山/三軒屋/瀬戸/内瀬戸/光洋台	1,666	4,193	38	336

(R8.3.31現在)

区分	自治会・町内会		世帯数 (戸)	人口 (人)	必要水量 (m <sup>3</sup> )	
					第1次	第2次
給 水 区 域 内	青島第11	青南町上/下	759	1,760	16	141
	青島第12	瀬古第1～3/ふじみ台/県営瀬古団地	1,172	2,595	24	208
	高洲第1	築地/築地上	1,691	3,470	32	278
	高洲第2西	高柳上/高柳仁平	1,322	3,010	28	241
	高洲第2北	高柳茶屋河原/高柳切島	1,475	3,292	30	264
	高洲第2東	高柳大淵/高柳下/高柳巾溝	1,086	2,557	24	205
	高洲第3	兵太夫南/中/北/下	2,688	6,212	56	497
	高洲第4	兵太夫上1～5	1,842	4,216	38	338
	高洲第5	大新島/与左衛門	984	2,209	20	177
	大洲第1	大東町西/北/東/南	1,138	2,513	23	202
	大洲第2	善左衛門下/上	611	1,423	13	114
	大洲第3	弥左衛門/泉町/忠兵衛/青洲団地	1,423	3,394	31	272
	大洲第4	源助/五平	467	1,205	11	97
	岡部第1	横添/岡部台/川原町/岡部	838	1,827	17	147
	岡部第2	内谷一/内谷二 第1.第2.第3	864	2,004	19	161
	岡部第3	岡部南/岡部本郷/山東/三輪(旭ヶ丘)/三輪/三輪(向原)/三輪(やよい)/三輪(オレンジ)	1,624	3,578	33	287
	岡部第4	子持坂/入野/村良	323	734	7	59
	小 計			59,805	133,463	1,224
山 間 地 水 道 ・ 給 水 区 域 外	山間地水道	桂 島	141	320	3	26
	山間地水道	殿西ノ平	137	321	3	26
	山間地水道	朝比奈中央※新舟/宮島	217	489	5	40
	山間地水道	青羽根	18	43	1	4
	瀬戸谷第1	本 郷	259	571	6	46
	瀬戸谷第2	中里/峠/市之瀬/大久保	305	618	6	50
	瀬戸谷第3	滝沢/滝ノ谷	298	633	6	51
	稲葉第2	宮原/寺島/助宗	528	1,157	11	93
	岡部第5	羽佐間/小園/玉取	272	595	6	48
	小 計			2,175	4,747	47
合 計			61,980	138,210	1,271	11,083

※必要水量

第1次 地震発生～3日目 人口 × 3リットル × 3日

第2次 4日目 ～ 7日目 人口 × 20リットル × 4日

## 第 2 章 平常時対策

### 第 1 節 初動体制の確認

1. 職員の動員と配備について、非常配備体制、参集方法、留意事項などの基本行動パターンを別表2により周知・確認するものとする。

### 第 2 節 各種マニュアル等の作成

水道施設の被害想定に基づき、被害の軽減と地震発生後の迅速な復旧の為に、想定される被害ごとの対応マニュアル及び必要図面等を平常時から整備する。

マニュアルの作成基準は、水道に関する知識のない者がマニュアルを参考にして、災害復旧等に対応できる程度まで、簡便で詳細な内容とする。

原則的に、水道職員が現地に行かなくても、作業内容を指示するだけで応援職員がマニュアルを利用して復旧作業を行うことができるものとする。

なお、マニュアルは担当する職務ごとに詳細に作成するものとし、さらにマニュアルを作成するにあたり、地震の発生時間を勤務時間外の深夜という、一番条件の悪い時間帯を想定して作成し、実際の地震発生時のいろいろな条件に対応できる様にする。

災害時編成される実行班において使用するものとする。

#### 1. 取水設備

##### ① 水質確認マニュアル

地震発生後の地下水からの取水は、地震により濁りの発生が想定されるため、井戸水の排泥処理の後、取水送水時には水質の状況について十分な確認作業が必要である。

##### ② 可搬型非常用発電機運用マニュアル

作業には電力が不可欠であり、地震発生後は電力供給が停止する場合も考えられるので、電力がない場合の可搬型非常用発電機の準備・運用等について、搬送方法も含めて確認できるようにしておく。

##### ③ 運転確認マニュアル

取水設備の運転確認方法について、取水井ごとに確認できるようにする。

#### 2. 配水場

##### ① 遮断弁動作確認マニュアル

泉町、内瀬戸第1、内瀬戸第2、内瀬戸第3、志太、鬼岩寺、時ヶ谷、西北、子持坂、岡部、三輪、蔵田の各配水場の緊急遮断弁が、地震発生時に適切に動作し、各配水場に水が確保できていることを確認する。

##### ② 配水場点検確認マニュアル

各配水場の機能確認マニュアルを作成し、配水場の状況を素早く適切に確認する。また、高所にある配水場については、管理用道路等も含めて確認できるようにする。

#### 3. 導水管

##### ① 導水管機能確認マニュアル

導水管の漏水等の確認手順、導水管の管路図や管種等について詳細図等を作成し、早期運用開始を図る。

#### 4. 送水管

##### ① 送水管機能確認マニュアル

送水管の漏水等の確認手順、送水管の管路図や管種等について詳細図等を作成し、早期運用開始を図る。

送水管の延長距離が長いので、バルブを全て締めて送水場側から1スパン単位で送水管の漏水を確認する必要がある。

#### 5. 配水管

##### ① 配水管機能確認マニュアル

配水管の漏水等の確認手順、配水管の管路図や管種等について詳細図等を作成し、早期運用開始を図る。

配水管の漏水確認には、大量の水が必要になってくるので、配水管の漏水確認以前に、取水設備・配水場・導水管・送水管の運用開始が必要であり、応急給水用の水を必要量確保しながら、調査することになる。

配水管は配水場より放射線状に広がっているため、漏水箇所を特定するためには、一度全てのバルブを閉めて、メイン管から順番に空けながら調査する必要があるので、平素から配管図・バルブ位置等について確認を実施して、確認・復旧マニュアルを作成する。

内瀬戸第3配水場系統に関しては、水源が企業団からの受水のみのため、企業団の送水が開始されるまで正常な配水が期待できない。そのため、配水管路の漏水確認は他配水場からの逆送で実施しないと、企業団の送水開始まで系統の漏水確認ができなくなってしまう。

##### ② 配水管路切替マニュアル

各配水場から配水を開始する場合、正常な配管を選んで配水を開始していくために、管路の切替えが必要となる。

#### 6. 滅菌装置

##### ① 滅菌装置機能確認マニュアル

水道の送水を開始するためには、滅菌装置を適切に稼働して必要な消毒を確実に実施する必要がある。

建物には被害はないと思われるが、注入設備及び配管には破損が生じると考えられる。

#### 7. 山間地水道（桂島、殿西ノ平、朝比奈中央）

##### ① 各施設機能確認マニュアル

平坦地に位置する区域ではあるが、施設及び配水管の老朽化が進んでいることから相当の被害が予想され、また水源は浅井戸であるため地震発生後は濁りの発生も予想されている。

各施設の機能確認は上水道施設のマニュアルを準用して行うこととする。

##### ② 応急給水マニュアル

各施設の配水場は緊急遮断弁を設置していないため給水基地の機能を持たない。このため応急給水拠点への給水活動は、他の給水基地からの運搬給水としたマニュアルを作成する。

## 8. 山間地水道（蔵田、廻沢、青羽根）

### ① 施設確認・運用マニュアル

蔵田・廻沢・青羽根山間地水道は遠隔地にあり、山間部に位置しているため、地震発生時に道路寸断等により、孤立化することが予想されている。

現在、蔵田の施設維持管理については地元住民の協力を得て実施しているので、災害発生時には本市職員が現地で活動ができるまで、自主運営できる様なマニュアルを作成する。

### ② 応急給水マニュアル

長期間、救援に入れない可能性もあるので、当初は地元住民の自主管理にまかせる必要がある。

## 9. 水道災害本部について

### ① 本部設置マニュアル

災害発生時に、水道事務所内に本部を設置する場合、その手順と必要事項についてマニュアル化しておく。

### ② 本部運営マニュアル

本部が備えるべき機能を維持するために必要な事項をマニュアル化する。

### ③ 広報マニュアル

本部において情報を公開する手順や方法等について、また情報収集方法等についてもマニュアル化しておく。

### ④ 労務管理マニュアル

災害発生時の職員管理から、復旧作業実施時の職員の勤務状況・体調管理・食事・睡眠等に関する、職員の管理方法についてマニュアル化しておく、さらにボランティアや他市町村職員等の応援職員の管理についても、マニュアル化して本市職員と同様に考える必要がある。

### ⑤ 応援要請・受入マニュアル

応援要請の方法や登録方法、作業区分、労務管理等を定め、震災後迅速に対応できるようにマニュアル化する。

## 10. 応急給水について

### ① 配水場からの取水マニュアル

各配水場に、取水方法の確認、給水場所の選定、送水の方法等についてマニュアル化し、給水拠点の確保に努める。

事例として、泉町配水場周辺は平地であり、飲料水の運搬は容易であるが、周辺に住宅もあり道路も狭隘なため、円滑な搬送手順を決め、必要な資機材を現地に保管し、別途作成するマニュアルにより給水する。他の11の配水場（山間地水道施設は除く）は、自然流下方式のため高所に設置されており、特に鬼岩寺配水場については、災害発生時に車両での横付けは不可能と考えられるため、配水場内の水を有効利用するためには、平素から利用方法のマニュアルを作成する必要がある。

鬼岩寺以外の配水場は、管理用道路が付いているが、道路が通行不能な状況まで考慮した運用マニュアルを作成する必要がある。

### ② 給水車運用マニュアル

限りある給水タンクを有効活用するために、車両の調達・確保、運転手の動員方法や車両の配車方法について、マニュアルを作成する。さらに情報収集担当から道路状況について逐一連絡を受け、使用できる道路が簡単に確認できる手順等も考えてマニュアル化する。

救護所等優先配給場所の位置関係や、配置関係等事前に確認できる情報は、運用マニュアルに掲載する。

### ③ 資材調達マニュアル

応急給水に必要な資材を確認してそれらの調達方法をマニュアル化する。また、給水用のポリタンクは、水道事務所を始め、各避難所に相当数確保されているが、それらの配布は各避難所等と連携して実施する。

## 11. その他マニュアルについて

その他、水道復旧、応急給水等において事前にマニュアル化が必要な業務や運用確認が発生した場合は、速やかにマニュアルを作成し、円滑な復旧作業が行えるようにする。

## 第 3 節 関係機関との連携

1. 震災時に、被害状況等を報告する国や県の水道担当部署、および応援協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う水道事業者、地元業者等の関係機関との情報連絡体制を確認するものとする。

## 第 4 節 応急対策資料の準備

1. 震災時の初動体制、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速・的確に行うための応急対策資料は次のとおりとし、これらを定期的に更新するものとする。
  - (1) 非常配備体制表（地震災害警戒配備体制動員計画書に基づく連絡網など）
  - (2) 関係機関連絡先リスト
  - (3) 指揮命令・連絡調整系統図
  - (4) 重要施設等位置図
  - (5) 水道施設一般平面図
  - (6) 設備等点検等チェックリスト
  - (7) 各種操作等マニュアル
  - (8) 機械・電気計装設備完成図書
  - (9) 配管図
  - (10) 管路復旧工事参考資料

## 第 5 節 応援依頼の検討

1. 各水道施設の被害を想定し、別表 3 により応援依頼業務の選定をするものとする。

## 第 6 節 職員に対する教育及び訓練

1. 市長は、担当職員に対し常に地震の発生に対応でき得る知識と処理方法の教育と訓練を実施するものとする。
  - (1) 教育
    - ア. 南海トラフ地震等の知識
    - イ. 警戒宣言及び地震予知情報に関する知識
    - ウ. 地震による水道施設の被害想定
    - エ. 警戒宣言時の職員の職務分担の徹底及び行動指針
    - オ. 復旧活動と給水活動の対応の仕方

(2) 訓練

- ア. 出動訓練
- イ. 情報伝達訓練
- ウ. 施設の点検訓練
- エ. 応援要請、受入・配備訓練
- オ. 応急給水訓練
- カ. 応急復旧訓練

(3) 実施時期

- ア. 定期の訓練は年1回以上実施する。
- イ. 随時の訓練は必要に応じて実施する。

第 7 節 市民に対する広報及び訓練

1. 広報

- (1) 各水道施設の現状と復旧計画・応急給水方法の周知
- (2) 飲料水の確保等

2. 訓練

- (1) 給水袋、ポリタンク等の受水訓練
- (2) 自主防災組織が行う濾水機の点検、運転、給水訓練

第 3 章 地域防災施設整備計画及び地震防災用資機材等整備計画

第 1 節 地域防災施設整備計画

- 地震による水道施設の被害や給水への影響を軽減するため、水道施設の耐震化を計画的に実施する必要がある。そのため、国土交通省から提示されている「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、整備計画を別途作成するものとする。

第 2 節 地震防災用資機材等整備計画

- 地震発生後、速やかに応急給水・復旧を実施するために、これらに必要な資機材を次のとおり整備するものとする。

【防災用資機材等整備計画】

(R8. 3. 31 現在)

資機材	規 格	計画数量	既存数量	未整備数量	既存資機材の配備場所								備 考
					茶町	泉町	青南町	時ヶ谷	内瀬戸第1	内瀬戸第2	内瀬戸第3	その他	
車載型アルミタンク	1m <sup>3</sup>	16	19	(3)	7	2	10						
車載型タンク用ポンプ	ポンプ・吸管・ホース	16	8	8	8								
可搬消防ポンプ	ポンプ・吸管・ホース	16	8	8	8								
車載型アルミタンク(ポンプ付)	1m <sup>3</sup>	4	4	0	2		2						
車載型タンク用固定ベルト	2本セット	20	11	9	8		3						
給 水 車	2m <sup>3</sup>	1	1	0	1								
	3.8m <sup>3</sup>	1	1	0	1								
発 電 機	75KVA	1	1	0			1						
	45KVA	1	1	0	1								
	4.5KVA	1	1	0	1								ウオーターパッカー用
	2.6KVA	4	4	0	4								
	2 Kw	2	2	0	2								
ポリタンク	18ℓ	250	110	140	110								
	6ℓ給水袋	20,000	21,000	(1000)	21,000								
	10ℓ折りたたみ	500	500	0	500								
災害用ホース	φ65×10m	10	10	0	10								
	φ65×20m	220	260	(40)	80	20	40	20	40		20	40	その他(西北、岡部配水地)
吸管ホース	φ65×6m	6	6	0	2				4				
消火栓立ち上げ水栓	蛇口4個	20	5	15	5								

資機材	規 格	計画数量	既存数量	未整備数量	既存資機材の配備場所								備 考
					茶町	泉町	青南町	時ヶ谷	内瀬戸第1	内瀬戸第2	内瀬戸第3	その他	
応急給水スタンド	1/2蛇口4個	40	40	0	20	2	2	4	4	0	2	6	その他(西北、岡部配水地)
	蛇口6個	2	1	1	1								
	蛇口2個	2	1	1	1								
飲料水用簡易水槽	1,000ℓ	65	45	20	35		10						
	350ℓ	3	3	0	3								
車載無線機	10w	11	11	0	11								
車載無線機	5w	1	1	0	1								
移動無線機	5w	6	6	0	6								
トランシーバー		4	4	0	4								
携帯電話		3	3	0	3								
衛星携帯電話		1	1	0	1								
ウォーターパッカー	DWP-C2	2	1	1	1								
フォークリフト	2t	1	0	1	0								
ユニック車両	4t	1	0	1	0								
発光ベスト(夜間作業用)		30	30	0	30								
車両表示マグネットシート		30	30	0	30								
蛍光ブルゾン(ボランティヤ用)		100	100	0	100								
信号灯(夜間作業用)		40	40	0	40								
回転灯	12V用	10	0	10	全車両に配備								

※既存資機材の配備場所における「その他」の施設は、西北・蔵田・子持坂・岡部・三輪配水場

## 第 4 章 地震防災応急対策（警戒）

### 第 1 節 調査情報から注意情報発表時の対応

1. 調査情報が発表された時は、以後の情報に注意しながら職員は待機するものとする。
2. 注意情報が発表された時は、職員を参集させ、情報収集・伝達及び連絡体制を確保することとする。
3. 注意情報発表時時から警戒宣言が発令されるまでの間においては、警戒体制の準備及び応急対策の準備を行うものとする。

### 第 2 節 水道地震災害警戒本部の設置

1. 藤枝市地震災害警戒本部が設置されたときは、水道地震災害警戒本部を水道事務所内に置くものとする。
2. 本部長は環境水道部長を、副本部長は上水道課長（水道技術管理者）をもってこれに充てる。
3. 本部長・副本部長は水道地震災害警戒本部の事務を統括し、職員を指揮・監督する。
4. 水道地震災害警戒本部に次の班を設け、班に班長及び副班長を置く。
  - (1) 本部運営班 上水道課職員を主体に組織する。
  - (2) 給水班 上水道課職員を主体に組織する。
  - (3) 復旧班 上水道課職員を主体に組織する。
5. 本部運営班班長は管理係長を、副班長は給水係長をもってこれに充てる。
6. 給水班長は工務係長を、副班長は山間地水道整備係長をもってこれに充てる。
7. 復旧班長は維持係長を、副班長は送水係長をもってこれに充てる。
8. 班長は本部長・副本部長を補佐し、班の職務を統括し、所属職員を指揮・監督する。
9. 副班長は班長を補佐し、班の事務を整理する。
10. 応援のために派遣された職員等は、各班長の指示に従い作業に従事するものとする。
11. 水道地震災害警戒本部の組織図は、別表 4 のとおりとする。
12. 各班は、別表 5 に掲げる事務を分掌する。
13. 各班の職員の職務は、別表 6 のとおりとする。

### 第 3 節 地震予知・情報等の伝達

1. 地震予知情報（調査情報、注意情報）及び警戒宣言の発令について直ちに職員に対しその旨を伝達するものとする。
  - (1) 勤務時間内の情報の伝達
    - ア. 口頭もしくは水道無線で伝達するものとする。
  - (2) 勤務時間外の情報の伝達
    - ア. 別に定めた動員計画連絡網に基づき伝達するものとする。
    - イ. 各職員はサイレン、テレビ、ラジオ等で警戒宣言の発令を確認するものとする。
2. 市民に対し飲料水の緊急貯水を同報無線で別表 7 のとおり呼びかけるものとする。

## 第 5 章 災害応急対策

### 第 1 節 水道地震災害対策本部の設置

1. 藤枝市災害対策本部が設置されたときは、水道地震災害対策本部を水道事務所内に置くものとする。
2. 水道地震災害対策本部の組織は第4章第2節の警戒本部がそのまま移行するものとする。(別表4)
3. 各班は、別表8に掲げる事務を分掌する。
4. 各班の職員の職務は、別表9のとおりとする。

### 第 2 節 応急給水活動

地震発生後、次のとおり応急給水活動を実施するものとする。

#### 1. 水源

応急給水の水源は、水源地・配水場（緊急遮断弁付）等の水道施設を原則的に使用するものとする。応急給水水源は、別表10のとおりとする。

#### 2. 応急給水の期間と水量

被災直後から水道施設の完全復旧までの応急給水を実施するものとする。

応急給水の期間と水量は、別表11のとおりとする。

#### 3. 必要給水量の推定

必要給水量は次のとおりとする。

(R8. 3. 31 現在)

時系列	期 間	必要水量
第1次給水	地震発生から3日目まで	1, 271 m <sup>3</sup>
第2次給水	4日目から7日目まで	11, 083 m <sup>3</sup>

※必要水量の算出（町内会単位で端数処理のため誤差が生じる）

第1次給水 138,210人 × 3<sup>リットル</sup> × 3日 × 1 / 1,000

第2次給水 138,210人 × 20<sup>リットル</sup> × 4日 × 1 / 1,000

#### 4. 給水方法

応急給水計画は、別表12のとおりとする。

応急給水活動表は、別表13のとおりとする。

### 第 3 節 復旧対策

#### 1. 応急復旧

水道施設の応急復旧対策

##### (1) 復旧計画の目標

復旧の目標は、被害の状況にもよるが、主要配水管から復旧し、避難地、医療機関等に優先的に給水する。その管路については仮設露出配管とする。原則として共同水栓等による応急給水までに1週間、各戸給水までに1ヶ月を目途に応急復旧をするものとする。

(2) 被害状況調査

被害状況の的確な把握が応急復旧計画の基本となるので、情報の収集は早急かつ慎重に行う。情報は、水道施設の被害の他、公共施設等の被害も把握する。

(3) 応急復旧体制（応援体制を含む）

復旧工事には多数の技術者等が必要である。このため、藤枝市指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事業者」という。）、藤枝市本管施工指定業者及び近隣水道事業者等に協力を要請する。（別表 14・15・16・17）

(4) 共同水栓仮設計画

配水支管・給水管の被害が大きい地域においては露出管を布設し、共同水栓を設置する。被害想定に基づき仮設配管、共同水栓の設置位置等を明示する。

(5) 備蓄資材の活用

被害想定から計算した必要な資材は、水道事務所・泉町配水場・青南町送水場敷地内を保管場所とする。資材等調達については、別途協定書に基づき、別表 18 の業者から購入するものとする。

## 2. 恒久的復旧

水道施設については、国土交通省（厚生労働省）の定める設計指針を基本として、より耐震的な施設を構築するものとする。また、既設水道施設の耐震的復旧工事の促進をはかり、万全を期するものとする。

## 3. 応援体制

地震の規模により多数の人数を必要とするときは、次のように動員を要請する。

- (1) 県に対し被害状況を報告するとともに、日本水道協会静岡県支部を通じて他市等からの応援を要請する。
- (2) 市長に一般行政職員の動員を要請する。

別表1

## 用語の定義

区分	用語	定義
対策本部	市地震災害警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画に基づいて設置される災害警戒のための対策本部
	市災害対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市地域防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部
	水道地震災害警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市災害対策本部の組織化で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道事務所に設置される対策本部
	水道災害対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市災害対策本部の組織化で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道事務所に設置される対策本部
水道事業者	被災事業者	地震により水道施設に被害を受けた水道事業者
	応援事業者	被災事業者に対して応急給水の応援を行う水道事業者
地震対策	平常時対策	地震発生時の応急対策(ソフト対策)のための地震発生に備えた事前準備対策
	地震防災応急対策	地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間、又は地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間の事前に準備しておかなければならない応急体制組織と業務、関係機関との連携等の事前準備対策
	災害応急対策	地震発生後、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動(情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等)を行う組織体制
	応急体制	応援事業者を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や仮設給水栓等を用いて実施する
	応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕(復旧)。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路等から順次、実施する。 応急復旧後、仮設配管等の仮設施設の本格的復旧、地下漏水の調査・修理等の恒久的復旧を実施する

水道職員の基本行動【突発型地震】

<b>震度4</b>	①環境水道部長・給水係長 → 市役所に参集 ②上水道課長・各係長(給水係長を除く) → 水道庁舎に参集 参集後は、災害状況について確認・情報収集
<b>震度5弱以上 全職員参集</b>	①環境水道部長・給水係長 → 市役所に参集 ②上記職員以外 → 水道庁舎に参集

※環境水道部長・給水係長は市災害対策本部要

＜勤務時間外＞

わが身と家族の安全確保

- ・余震、2次災害に注意

＜勤務時間内＞

わが身と外来者の安全確保

- ・余震、2次災害に注意
- ・職員同士の協力、声の掛け合い

移動

- ・徒歩または二輪車
- ・防災服へ着替え(到着後)
- ・移動経路での情報収集(火災、道路の状況確認)

水道庁舎へ集合

- ・本部設営準備、情報整理(早く到着した職員)
- ・庁舎に入る前に安全確認
- ・中央監視職員と情報交換

災害対策本部の設営(2階会議室)

- ・必要機材の準備、搬入(無線機、各種図面、必要書類など)

災害対策本部の設置

- ・各班の業務(別紙事務分掌)に移行

本部運営班

- ・情報収集、整理
- ・広報活動
- ・市本部との連絡調整
- ・職員、応援職員の人事管理
- ・近隣市町への応援要請

給水班

- ・資機材の確保
- ・給水車、運搬車両、運転手の人員確保
- ・応急給水活動
- ・給水拠点との連絡調整
- ・避難地、医療機関の

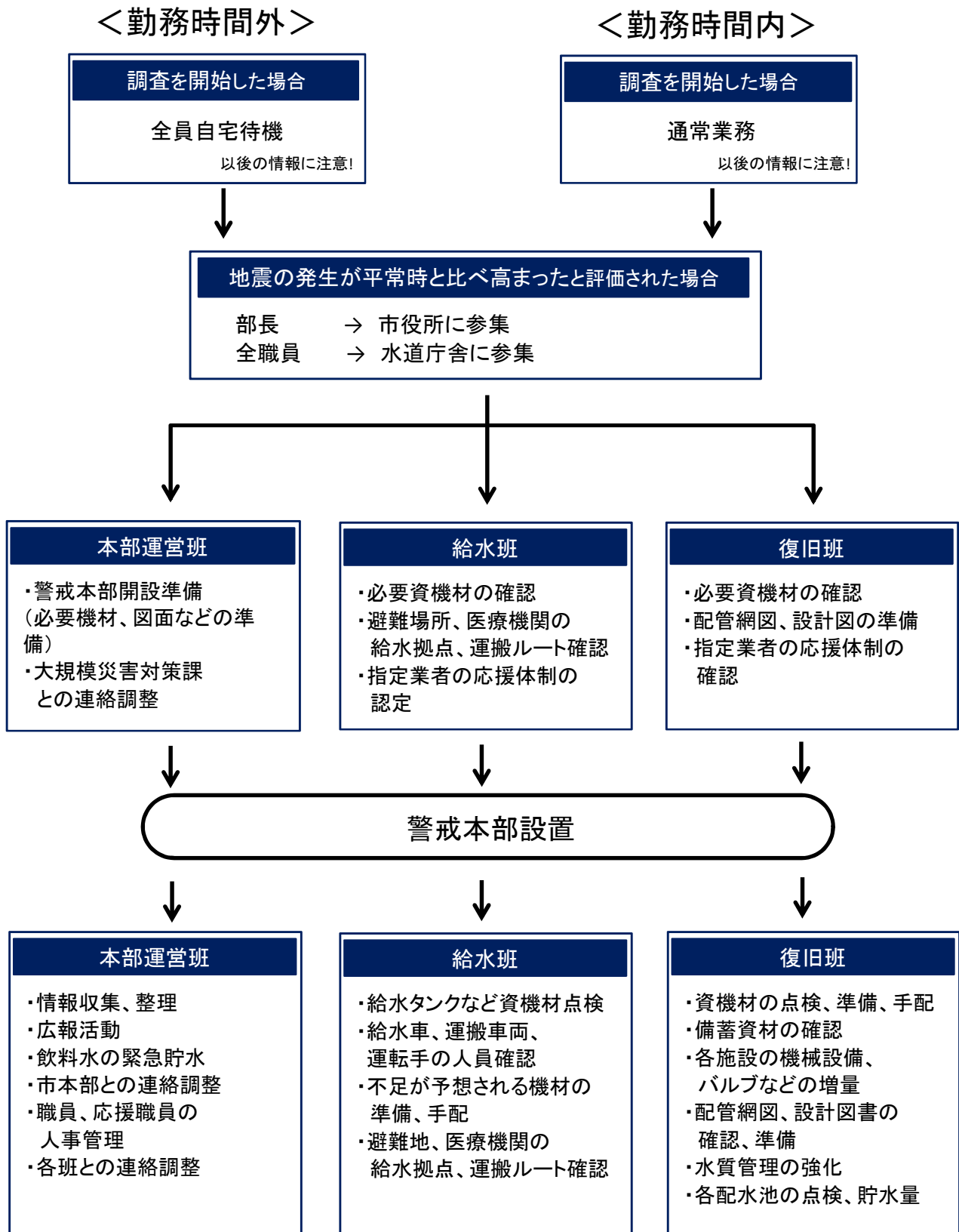
復旧班

- ・資機材の確保
- ・各施設の被害状況確認及び復旧活動
- ・復旧計画の策定
- ・業者への応援要請
- ・水質管理

本部運営

給水班  
復旧班

水道職員の基本行動【南海トラフ地震に関連する情報(臨時)】



◎市災害対策本部の設置により災害対策本部に移行

震災時(時間外)の水道職員配備体制早見表

【突発型地震】

水道事務所初動体制要員							左記以外の水道事務所全職員	
水道本部	環境水道部長	給水係長	上水道課長	管理係長 工務係長 維持係長	送水係長 山間地水道整備係長	送水係員		
市本部	副本部長	副班長	副本部長 (上水道班長兼務)	班長	副班長	水源地復旧班	本部運営班、給水班、復旧班	
	本部長	本部長	-	-	-	-	-	
配備基準	市役所へ参集						水道事務所へ参集	自宅待機
	市役所へ参集						水道事務所へ参集/災害対策本部開設	
	震度4							
	震度5弱以上							

◎職員は、市内の震度を確認して自主参集すること(藤枝市内の震度が発表されない場合は近隣市町の震度を参考とする)

【南海トラフ地震に関する情報(臨時)】

水道事務所初動体制要員							左記以外の水道事務所全職員	
水道本部	環境水道部長	給水係長	上水道課長	管理係長 工務係長 維持係長	送水係長 山間地水道整備係長	送水係員		
市本部	副本部長	副班長	副本部長 (上水道班長兼務)	班長	副班長	水源地復旧班	本部運営班、給水班、復旧班	
	本部長	本部長	-	-	-	-	-	
調査開始	市役所へ参集						水道事務所へ参集/災害警戒本部開設等の準備	
配備基準	市役所へ参集						災害警戒本部開設	
	警戒本部設置							
	震度発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合							
	市役所へ参集							
	市役所へ参集							
	自宅待機(全職員)							

◎職員は、それぞれの情報を報道等で確認し行動すること

別表3

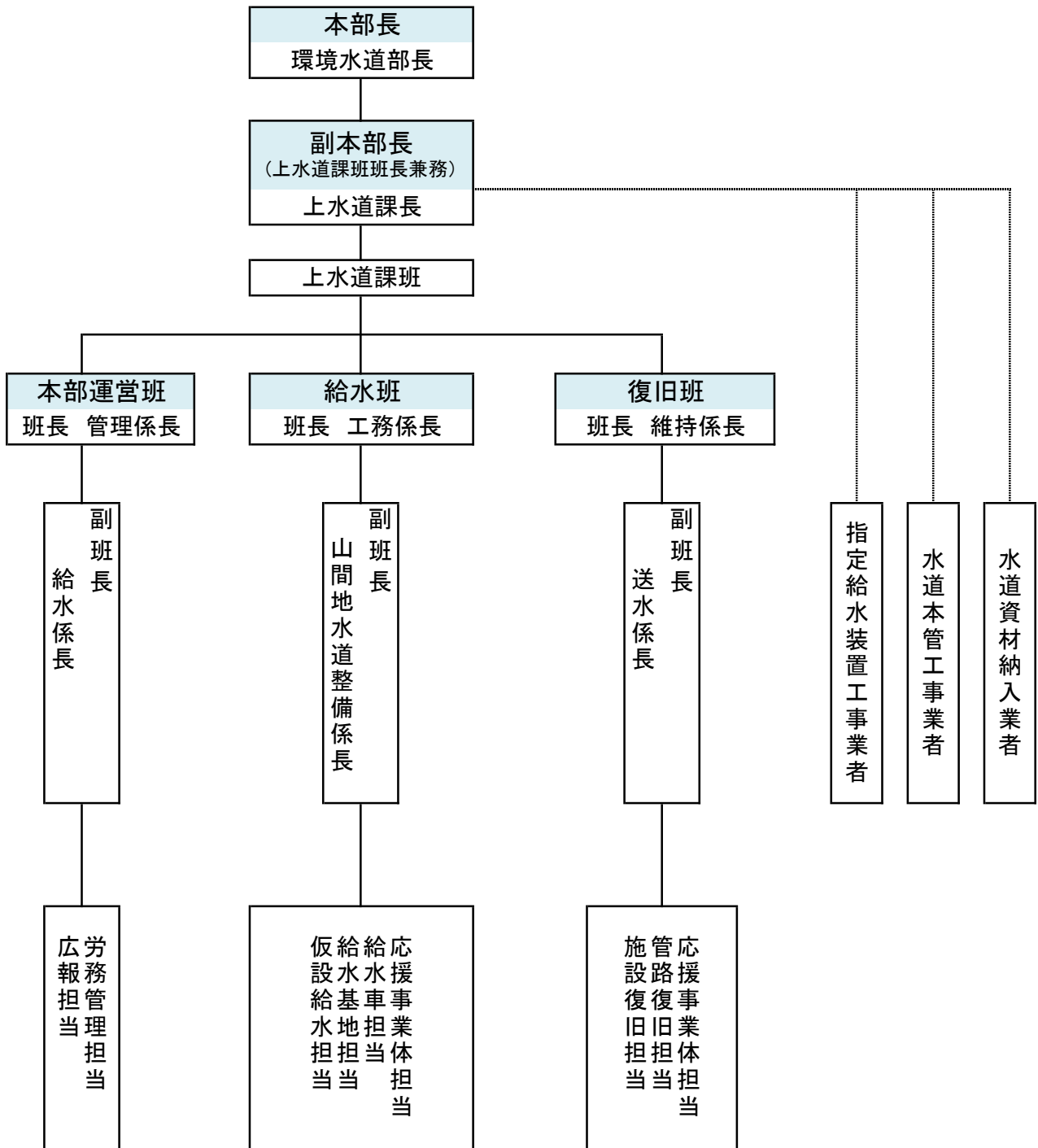
### 応援事業体等への応援依頼業務

業務区分	担当区分	業務	業務内容	実施主体				
				被災事業体	被災地職員	応援事業体	応援業者	ボランティア
応急給水	給水班	計画策定	重点施設、優先順位及び配車・人員計画	○		△		
		給水実施						
		給水基地		○	△	△		
		給水拠点			○			○
		運搬給水			○	○	○	△
応急復旧	復旧班	水源施設計画	重点施設、優先順位及び修繕内容の決定	○		△		
		給配水管計画	重点施設、優先順位及び修繕内容の決定	○		△		
	取水設備	調査	水質確認、ポンプ、電気設備の稼働状況					
		工事	応急修繕の設計・指示					
		運転	運転再開					
	配水場	調査	緊急遮断弁の確認					
		工事	応急修繕の設計・指示					
		運転	遮断弁の開放					
	滅菌装置	調査	稼働状況の確認					
		工事	応急修繕の設計・指示					
		運転	運転再開					
	導水管	調査	漏水調査					
		工事	応急修繕の設計・指示					
		運転	止水弁の開放					
	送水管	調査	漏水調査					
		工事	応急修繕の設計・指示					
		運転	止水弁の開放					
	配水管	調査	漏水調査					
		工事	応急修繕の設計・指示					
		運転	止水弁の開放					
	給水管	調査	漏水調査					
		工事	応急修繕の設計・指示					
		運転	止水弁の開放					
	本部運営	本部運営班	受入業務	応援事業体、応援業者及びボランティアの受入	○	○		
情報整理			被災状況などの受付た情報の整理、とりまとめ	○	○	△		△
労務管理			応援事業体、ボランティアなどの労務管理(食事、宿泊)の業務	○	○			△
雑務			資料のコピーなど					○

△は職員の能力(被災地職員の場合は経験、応援事業体職員の場合は現在の従事)また、ボランティアの技量により従事が可能。

別表4-1

水道地震災害警戒(対策)本部組織図



別表4-2

## 水道地震災害警戒(対策)本部班編成

(R8.4.1)

本部長		環境水道部長
副本部長 (上水道課班班長兼務)		上水道課長
本部運営班  (5名)	班長	管理係長
	副班長	給水係長
	班員	3名
給水班  (5名)	班長	工務係長
	副班長	山間地水道整備係
	班員	3名
復旧班  (9名)	班長	維持係長
	副班長	送水係長
	班員	(給配水管) 4名  (水源施設) 3名

## 別表5

# 水道地震災害警戒本部事務分掌

### 1. 本部運営班

- (1) 水道地震災害警戒本部設置
- (2) 本部運営
- (3) 広報公聴活動準備
- (4) 職員管理業務準備
- (5) 応援職員関連業務準備
- (6) 市地震災害警戒本部との連絡調整
- (7) その他必要事項の準備

### 2. 給水班

- (1) 給水機材の点検
- (2) 給水運搬車両の手配準備
- (3) 給水運搬車両運転手の手配準備
- (4) 給水拠点及び運搬ルートの確認
- (5) 不足が予測される給水機材の手配準備
- (6) 応援事業体等の受け入れ準備
- (7) その他必要事項の準備

### 3. 復旧班

- (1) 配水場の貯水量の点検
- (2) 水質管理の強化（管末における残留塩素量を0.2ppm以上とする。）
- (3) 自家発電装置の点検及び稼働の確認
- (4) 指定工事業者及び水道本管施工指定業者に対する人員、保有機材等の協力要請準備
- (5) 備蓄資材の確認及び不足が予測される資材の手配準備
- (6) 配管網図等の整理
- (7) 重要個所の設計図書の整理
- (8) 作業車両、作業用機器等の点検、配備の準備
- (9) 応援事業体等の受け入れ準備
- (10) その他必要事項の準備

## 別表6

### 水道地震災害警戒本部（職員の職務）

#### 1. 本部運営班

- (1) 水道地震災害警戒本部設置  
所定場所に適切に、警戒本部を設置する。
- (2) 本部運営準備  
本部が備えるべき機能を維持するために必要な事項を準備する。
- (3) 広報公聴活動準備  
住民、情報機関等への対応・広報・情報収集等の準備をする。
- (4) 職員管理準備  
災害発生時の職員状況確認手順、復旧作業実施時の職員の勤務状況・体調管理・食事・睡眠等に関する、職員の管理方法について事前準備し、さらにボランティアや他市町村職員等の応援職員についての同様の管理方法についても、準備しておく。
- (5) 応援職員関連準備
  - ・応援職員の人事管理以外の、要請方法や登録方法、ビブスや腕章等の準備を各班と調整し実施する。
  - ・近隣水道事業者等への応援要請準備
- (6) 市地震災害警戒本部との連絡調整
  - ・班員の内一名を、市地震災害警戒本部との連絡調整要員として、市地震災害警戒本部に派遣する。
  - ・市本部と水道本部との情報伝達に遺漏のないようにする。
- (7) その他必要事項の準備

#### 2. 給水班

- (1) 給水機材の点検  
給水タンク等の点検確認
- (2) 給水運搬車両の手配準備  
所内車両及び応援車両の確認
- (3) 給水運搬車両運転手の手配準備  
車両運転手の確認
- (4) 給水拠点及び運搬ルートの確認  
避難地・医療機関等の給水拠点と運搬ルートの確認
- (5) 不足が予測される給水機材の手配準備  
給水タンク・給水スタンド等給水機材の手配準備
- (6) その他必要事項の準備

### 3. 復旧班

#### ■配管復旧担当

- (1) 作業車両、作業用機器等の点検、配備の準備
- (2) 指定工事業者及び本管施工指定業者に、人員・保有資機材等の協力要請準備
- (3) 備蓄資材の確認
- (4) 配管網図等の整理
  - ・ 配管網図及び重要箇所設計図書の整理
  - ・ 住宅地図（ゼンリン）の整理
  - ・ 拠点バルブの確認
- (5) 不足が予測される資機材の手配準備
  - ・ 給配水管、重機、要員等
- (6) その他

#### ■水源施設復旧担当

- (1) 配水場等の貯水量の点検・増量  
泉町、内瀬戸第1・第2・第3、時ヶ谷、志太、鬼岩寺、西北、子持坂、岡部、三輪、  
廻沢、桂島、殿西ノ平、朝比奈中央、青羽根、蔵田
- (2) 施設の電気・機械設備等の点検
- (3) 導水管・送水管及びバルブの点検
- (4) 緊急遮断弁の点検
- (5) 重要箇所設計図書の整理
- (6) 水質管理の強化  
管末における残留塩素濃度を、0.2mg/L以上とする
- (7) その他

別表7

市民に対する緊急貯水の呼びかけ文

『市民のみなさん、こちらは、広報ふじえだです。

ただいま、大規模地震措置法に基づく警戒宣言が発令されました。

〇〇日以内（〇〇時間以内）に地震が発生すると予想されますので、

各家庭では、ポリタンク、バケツ、浴槽等の容器に生活水の確保に努めてください。』

## 別表 8

### 水道地震災害対策本部事務分掌

#### 1. 本部運営班

- (1) 水道地震災害対策本部設置
- (2) 本部運営
- (3) 広報公聴活動開始
- (4) 職員管理業務開始
- (5) 応援職員関連業務開始
- (6) 市地震災害対策本部との連絡調整
- (7) その他必要事項

#### 2. 給水班

- (1) 給水機材の調整・確保
- (2) 給水運搬車両の確保
- (3) 給水運搬車両運転手の確保
- (4) 給水拠点への連絡・給水
- (5) 不足資機材の確認・確保
- (6) その他必要事項

#### 3. 復旧班

- (1) 水源地・送水場・配水場の機械・電気設備の確認等
- (2) 配水場の貯水量の確認・確保及び流出入バルブの閉作業
- (3) 災害発生箇所の現場確認
- (4) 指定工事業者及び水道本管施工指定業者への出動依頼
- (5) 仮設配管の布設作業
- (6) 備蓄資材の搬出
- (7) 不足資機材等の確認・確保
- (8) その他必要事項

## 別表9

### 水道地震災害対策本部（職員の職務）

#### 1. 本部運営班

(1) 水道地震災害対策本部設置

所定場所に適切に、対策本部を設置する。

(2) 本部運営

本部が備えるべき機能を維持するために必要な事項を準備・運営する。

(3) 広報公聴活動準備

住民、情報機関等への対応・広報・情報収集等を行う。

(4) 職員管理業務開始

災害発生時の職員の状況確認を実施し、復旧作業実施時の職員の勤務状況・体調管理・食事・睡眠等に関する、職員の管理業務を実施する。

さらにボランティアや他市町村職員等の応援職員についての同様の管理業務も実施する。

(5) 応援職員関連準備

- ・応援職員の要請や登録を実施し、必要に応じてビブスや腕章等を配布し各班との調整を実施する。
- ・必要に応じて、近隣水道事業者等への応援要請を実施する。

(6) 市地震災害対策本部との連絡調整

- ・班員の内一名を、市地震災害対策本部との連絡調整要員として、市地震災害対策本部に派遣する。
- ・市本部と水道本部との情報伝達に遺漏のないようにする。

(7) その他必要事項

#### 2. 給水班

(1) 給水機材の確保

給水タンク等の確保

(2) 給水運搬車両の確保

所内車両及び応援車両の確保

(3) 給水運搬車両運転手の確保

車両運転手の確保

(4) 給水拠点等への連絡と応急給水作業

避難地・医療機関等の給水拠点への連絡調整及び応急給水作業

(5) 不足給水機材の確認・確保

必要資材の品名・数量等の確認・確保

(6) その他必要事項

### 3. 復旧班

#### ■配管復旧担当

- (1) 作業車両、作業用機器等の確保
- (2) 指定工事業者及び本管施工指定業者へ出動依頼
- (3) 備蓄資材の搬出
- (4) 各種配管の被害箇所の現場確認と被害調査
- (5) 被害状況から最適な復旧計画を策定する
- (6) 仮設配管の布設作業
- (7) 不足資機材の確認・確保
- (8) その他

#### ■水源施設復旧担当

- (1) 配水場等の貯水量の確認と流出入バルブの閉作業  
泉町、内瀬戸第1・第2・第3、志太、時ヶ谷、鬼岩寺、西北、子持坂、岡部、三輪、  
廻沢、桂島、殿西ノ平、朝比奈中央、青羽根、蔵田
- (2) 配水場等の機械・電気設備等の確認
  - ・次亜塩素酸ナトリウム溶液の漏洩の有無の確認及び処理
  - ・停電の有無、復電の見込みの確認
  - ・自家発電装置の運転の有無、状況確認
  - ・受変電装置の異常の確認、復旧
  - ・建物、施設等の損傷の確認、復旧
  - ・その他機械、電気設備の総合的確認
- (3) 不足資機材の確認
- (4) 緊急遮断弁の動作確認
- (5) 指定業者等への出動依頼
- (6) 水質管理の強化
- (7) その他

別表10

## 応急給水水源一覧

※貯水量は有効容量の50%とする

	施設名称		緊急遮断弁の有無	耐震構造	貯水量(m <sup>3</sup> )	備考			
						構造	有効容量(m <sup>3</sup> )	その他	
水源地	1	茶町水源地		○	100	RC造	200	1基	
		計			100				
送水場	1	青南町送水場		○	250	RC造	500	1基	
	2	西北送水場		○	100	RC造	200	1基	
	3	岡部送水場		○					
	4	村良送水場		○	63	RC造	126	1基	
		計			413				
配水場	1	鬼岩寺配水場	有	○	1,000	PC造	2,000	1基	
	2	内瀬戸第1配水場	有	○	6,500	PC造	5,000	1基	
				○		PC造	8,000	1基	
	3	内瀬戸第2配水場	有	○	1,250	PC造	2,500	1基	
	4	内瀬戸第3配水場	有	○	1,300	PC造	2,600	1基	
	5	志太配水場	有	○	1,250	PC造	2,500	1基	
	6	泉町配水場	有	○	3,580	PC造	3,580	1基	
				○		PC造	3,580	1基	
	7	時ヶ谷配水場	有	○	3,500	PC造	7,000	1基	
	8	西北配水場	有	○	120	RC造	240	1基	
	9	上大沢配水場		—	5	ステンレス造	10	1基	
	10	子持坂配水場	有	○	750	PC造	1,500	1基	
	11	岡部配水場	有	○	500	PC造	1,000	1基	
	12	三輪配水場	有	○	1,000	PC造	2,000	1基	
	場	13	蔵田配水場	有	○	50	RC造	100	1基
							RC造	30	1基
		14	廻沢配水場			7	RC造	15	1基
		15	桂島配水場			55	RC造	110	1基
16		殿西ノ平配水場			29	RC造	59	1基	
17		朝比奈中央配水場			48	RC造	97	1基	
18	青羽根配水場		○	16	RC造	32	1基		
	計			20,960					
	合計				21,473				
	使用可能貯水量(緊急遮断弁有)				20,800				

※ 水源地、送水場及び小規模配水場(9、14～18)の貯水は、流出入管の破損により使用不可能となる可能性が高い。

したがって、緊急遮断弁が設置されている配水池(1～8、10～13)の貯水量20,800m<sup>3</sup>が使用可能となる。

別表11

### 応急給水の期間と水量

時系列	期 間	一人当たり水量 (リットル/日)	水量用途内訳	給水方法
第1次給水 (混乱期)	地震発生から 3日間	3	生命維持のため 必要最小限の量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己貯水の活用</li> <li>・自主防災組織を中心とする給水</li> <li>・医療施設等の給水拠点を最優先した運搬給水</li> </ul>
第2次給水 (復旧前期)	4日目から 7日目まで	3~20	調理・洗面等の最低生活に必要な量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援体制を確立し、給水拠点の拡大</li> <li>・運搬給水の増加</li> <li>・幹線復旧による給水拠点への仮設給水</li> </ul>
第3次給水 (復旧後期)	8日目から 1ヶ月まで	20~100	最低の入浴・洗濯に必要な量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支管復旧による仮設給水の拡大</li> <li>・運搬給水の縮小</li> </ul>
第4次給水 (復興期)	1ヶ月から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水と ほぼ同量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路復旧の進展による各戸給水</li> <li>・一部の復旧困難地域を除き、応急給水の終息</li> </ul>

別表12-1

## 応急給水計画 第1次給水 地震発生から3日間

(R8.3.31現在)

自治会・町内会		人口 (人)	必要水量 (m <sup>3</sup> )		避難場所等	受水槽 (m <sup>3</sup> )	非常用タンク (m <sup>3</sup> )	給水確保量 (m <sup>3</sup> )	大 プール	小 プール
瀬戸谷第1	本郷	571	6	18	1 瀬戸谷小学校	24	10	50	25×15	15×10
瀬戸谷第2	中里/市之瀬/大久保	618	6		2 瀬戸谷中学校	6	10		25×13	
瀬戸谷第3	滝沢/滝又谷	633	6							
稲葉第1	谷稲葉/堀之内	1,584	15	26	3 稲葉小学校	13	10	23	25×15	15×10
稲葉第2	宮原/寺島/助宗	1,157	11							
葉梨第1	西方/北方/白藤	1,555	14	114	4 葉梨西北小学校	24	10	111	25×13	10×8
葉梨第2	中又合/花倉/上川/横見/中田	1,661	15		5 葉梨小学校	27	10		25×13	15×10
葉梨第3	上藪田/下藪田/高田/サニーヒルズ/清里 1～2丁目/南清里	6,115	56		6 葉梨中学校	30	10		50×15	
葉梨第4	時ク谷1～4	3,171	29							
広幡第1	水守/八幡/鬼島/上当間	4,864	44	77	7 広幡小学校	23	10	84	25×15	15×10
広幡第2	仮宿/潮/横内/下当間	3,565	33		8 広幡中学校	16	10		25×15	
					9 静清高校	25			50×17	
西益津第1	長楽寺2/益津下/稲川/郡1/郡2	4,290	39	79	10 西益津小学校	33	10	136	25×15	15×10
西益津第2	大手/田中1～3丁目	1,780	17		11 西益津中学校	25	10		50×15	
西益津第3	平島 第1～第4	2,476	23		12 藤枝北高校	48			50×17	
					13 藤枝西高校	10			50×17	
藤枝第9	藤岡 1～5丁目	3,549	32	32	14 藤岡小学校	30	10	40	25×15	15×10
藤枝第1	原 第1～第6	3,898	36	154	15 藤枝小学校	33	10	235	25×15	15×10
藤枝第2	木町 第1～第5	3,009	28		16 大谷川公園					
藤枝第3	栄/小坂/上伝馬	1,393	13		17 藤枝中学校	28	10		50×15	
藤枝第4	益津	667	7		18 藤枝東高校	40			50×17	
藤枝第5	岡出山1～3丁目	1,561	15		19 生涯学習センター グラウンド					
藤枝第6	千才/長楽寺1	1,666	15		20 市民会館駐車場	50				
藤枝第7	白子/下伝馬/左車	1,012	10		(藤枝中央小学校)	34	10		25×15	15×10
藤枝第8	市部 第1～第3	1,332	12		(生涯学習センター)	20				
藤枝第10	五十海 東/西	1,982	18							
青島第1	前島 上東/上西/仲	3,485	32		327	21 青島東小学校	39		10	287
青島第2	田沼 北/中/南	3,878	35	22 青島小学校		28	10	25×15	22×10	
青島第3	富士見町/日の出町/マークス・タワー藤枝/ 小石川町/東町/メゾン・グランツ藤枝	3,736	34	23 青島中学校		20	10	50×17		
青島第4	駅前第1～3/喜多町/ファミール藤枝/エンブル エバー藤枝/サバス西公園	1,069	10	24 藤枝順心高校		60		50×17		
青島第6	青木 東/西/南/北	2,615	24	25 市民グラウンド			10			
青島第7	志太 1～5丁目	2,746	25	26 市民体育館駐車場 市武道館						
青島第8	瀬戸新屋/水上/南新屋/新南新屋/芙蓉 台/緑の丘	4,534	41	27 サンライフ藤枝						
青島第9	青葉町中/南/追分/追分西	5,246	48	28 静岡県武道館		100				
青島第10	一里山/三軒屋/瀬戸/内瀬戸/光洋台	4,193	38							
青島第11	青南町上/下	1,760	16							
青島第12	瀬古第1～3/ふじみ台/県営瀬古団地	2,595	24							

自治会・町内会		人口 (人)	必要水量 (m <sup>3</sup> )		避難場所等	受水槽 (m <sup>3</sup> )	非常用タンク (m <sup>3</sup> )	給水確保量 (m <sup>3</sup> )	大 プール	小 プール
青島第5	駿河台1~2・3・5/南駿河台1・2・3~6 /駿河台団地/西団地/リソ駿河台	4,832	44	44	29 青島北小学校	40	10	82	25×15	15×10
					30 青島北中学校	22	10		50×15	
高洲第1	築地/築地上	3,470	32	228	31 高洲小学校	34	10	144	25×15	15×10
高洲第2西	高柳上/高柳仁平	3,010	28		32 高洲南小学校	60	10		25×15	15×10
高洲第2北	高柳茶屋河原/高柳切島	3,292	30		33 高洲中学校	20	10		50×17	
高洲第2東	高柳大淵/高柳下/高柳巾溝	2,557	24							
高洲第3	兵太夫南/中/北/下	6,212	56							
高洲第4	兵太夫上1~5	4,216	38							
高洲第5	大新島/与左衛門	2,209	20							
大洲第1	大東町西/北/東/南	2,513	23	78	34 大洲小学校	72	10	125	25×15	15×10
大洲第2	善左衛門下/上	1,423	13		35 大洲中学校	13	10		25×16	
大洲第3	弥左衛門/泉町/忠兵衛/青洲団地	3,394	31		36 藤枝明誠高校	20			50×17	
大洲第4	源助/五平	1,205	11							
岡部第1	横添/川原町/岡部/岡部台	1,827	17	94	37 岡部小学校	—	15	45	25×15	15×10
岡部第2	内谷一/内谷二 第1.第2.第3	2,004	19		38 岡部中学校	—	15		25×16	
岡部第3	岡部南/岡部本郷/山東/三輪(旭ヶ丘)/三輪 /三輪(向原)/三輪(やよい)/三輪(オレンジ)	3,578	33		39 朝比奈第一小学校	—	15		25×17	
岡部第4	子持坂/入野/村良/桂島	1,054	10		40 いきいき交流センター					
岡部第5	羽佐間/殿/新舟/宮島/小園/青羽根/玉取	1,448	15							
合 計		138,210	1,271	1,271		1,067	295	1,362		

※プールについては、給水確保量には含まない。

別表12-2

## 当初運搬給水予定施設（総合病院等の災害時に拠点となる病院）

対応区分	No.	施設名称（所在地）	電話番号	給水先	給水補法	施設容量 (M3)
救護病院	1	藤枝市立総合病院 (駿河台4-1-11)	646-1111	施設貯水槽	加圧給水	220
	2	藤枝平成記念病院 (水上123-1)	643-1230			—
主要救護所	3	志太医師会館 (南駿河台1-14-2)	641-3385	既存受水槽	自重給水	—
	4	B i v i 藤枝 (前島1-7-10)	8816-3267-2147			
	5	生涯学習センター (茶町1-5-5)	643-3047			
	6	岡部支所分館 (岡部町内谷601-3)	667-3755			
入院対応	7	誠和藤枝病院 (中ノ合26-1)	638-3111			
	8	ほしのクリニック (岡部町内谷650)	667-0100			
	9	聖稜リハビリテーション病院 (宮原676-1)	639-0112			
産科対応	10	鈴木レディースクリニック (大洲4-7-15)	636-5511			
	11	いしかわレディースクリニック (平島70-1)	643-0311			
	12	香山婦人科クリニック (水上319-2)	647-6200			
透析対応	13	五十嵐医院 (瀬戸新屋258-1)	643-5571			
	14	北川医院 (高洲62-7)	634-3231			
	15	はた医院 (田中3-2-59)	645-2077			
	16	あおき・腎・泌尿器クリニック (本町2-1-35)	647-2022			
施設入所者 対応	17	介護老人保健施設ユミケア岡部 (岡部町内谷1473-3)	667-5555			
	18	介護老人保健施設マインド (瀬戸新屋487-1)	643-3601			
	19	介護老人保健施設グリーンヒルズ藤枝 (宮原420-1)	639-1234			

別表12-3

## 住民給水拠点施設（耐震性貯水槽）

No.	施設名称（所在地）	施設種類	初期給水	一日給水 予定量 (M3)	有効容量 (m <sup>3</sup> )	施設管理 所管課
1	駅南公園多目的広場（田沼1-7） 飲料水兼用耐震性貯水槽	公園	耐震貯水槽	10	10	大規模災害 対策課

別表13

応急給水活動表

1. 運搬給水

作業内容	作業場所	作業内容
給水車等への補水	給水基地	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水基地(配水場等)において給水車、車載型タンク等に補水する。</li> <li>必要に応じてポリタンク(18ℓ、10ℓ)を使用する。</li> </ul>
運搬	給水基地～給水拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水基地(配水場等)から、医療施設や指定避難場所等の給水拠点への運搬</li> </ul>
広報	給水拠点付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防災アプリやホームページ、LINE等のSNSを使用した広報(場所、時間等)</li> <li>地区交流センター、指定避難場所には本部より連絡</li> </ul>
給水、補給	給水拠点 ・医療施設 ・福祉施設 ・指定避難場所 ・その他避難所等(地区公会堂等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水拠点の受水槽、仮設水槽等への補給 受水槽等への補給はポンプが必要なため、車載型のアルミタンクを使用する場合は、ポンプ付タンクを使用するか、給水タンク用ポンプと組み合わせて使用する。</li> <li>指定避難場所での給水 運搬効率を上げるため、指定避難場所等における給水は簡易水槽を設置し、市民自ら給水できるようにする。</li> <li>住民への給水 受水槽、仮設水槽等のない避難所等における給水は住民に容器を持参するよう広報する。 必要に応じて折り畳み容器等を使用する。</li> </ul>

2. 仮設給水

作業内容	作業場所	作業内容
給水スタンドの設置	給水基地(配水場等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水場等の給水基地に応急給水スタンドを設置</li> </ul>
広報	給水拠点付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防災アプリやホームページ、LINE等のSNSを使用した広報(場所、時間等)</li> <li>案内看板等の設置</li> <li>地区交流センター、指定避難場所には本部より連絡</li> </ul>
給水作業	給水基地(配水場等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水を受ける住民の案内、サポート</li> <li>住民の持参する容器を使用し、必要に応じて折り畳み容器等を使用する。</li> </ul>
仮設水栓設置	指定避難場所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路の復旧に併せて、指定避難場所等に仮設給水栓を設置</li> </ul>

### 3. 災害対策用機器

名 称	規 格	数 量	保 管 場 所
アルミタンク	1m <sup>3</sup>	23基	茶町水源地 9基(内ポンプ付2基) 泉町送水場 2基 青南町送水場 12基(内ポンプ付2基)
発電機	2KW	2台	茶町水源地
	2.6KVA	4台	茶町水源地
	4.5KVA	1台	茶町水源地(ウォーターパッカー用)
	25KVA	4台	蔵田、廻沢、桂島、青羽根
	45KVA	2台	茶町水源地、泉町9号井
	60KVA	11台	泉町3、4号井、青南町2号井 他
	75KVA	1台	青南町送水場
ポリタンク	18ℓ	100個	茶町水源地
	10ℓ	500個	茶町水源地
ウォーターパッカー	DWP-C2	1機	茶町水源地
給水袋	6ℓ	21,000枚	茶町水源地
移動無線機	車載無線機10W	11台	茶町水源地
	車載無線機5W	1台	茶町水源地
	移動無線機5W	6台	茶町水源地
給水車	2m <sup>3</sup>	1台	茶町水源地
	3.8m <sup>3</sup>	1台	茶町水源地
トランシーバー	—	4台	茶町水源地
携帯電話	—	3台	茶町水源地
衛星携帯電話	—	1台	茶町水源地
応急給水スタンドパイプ	接続口径 50mm 磨きSUS管 蛇口 4個	42式	茶町水源地 22式 泉町配水場 2式 青南町送水場 2式 時ヶ谷配水場 4式 内瀬戸第1配水場 4式 内瀬戸第3配水場 2式 西北・岡部配水場 6式
給水タンク用ポンプ	吸水・吐水口径 50mm 全揚程 32m 吐水量 520ℓ/分	8台	茶町水源地
災害用ホース	φ 65mm × 10m	10本	茶町水源地 10本
	φ 65mm × 20m	260本	茶町水源地 80本 泉町配水場 20本 時ヶ谷配水場 20本 内瀬戸第1配水場 40本 内瀬戸第3配水場 20本 青南町送水場 40本 西北ポンプ場 20本 岡部配水場 20本
可搬消防ポンプ	吸水・吐水口径 65mm 規格圧力 0.5MPa 規格放水量 0.53m <sup>3</sup> /mm	8台	茶町水源地
飲料水用簡易水槽	1,000ℓ 350ℓ	45個 3個	茶町水源地 35個 青南町送水場 10個 茶町水源地 3個

別表14

## 藤枝市指定給水装置工事事業者一覧

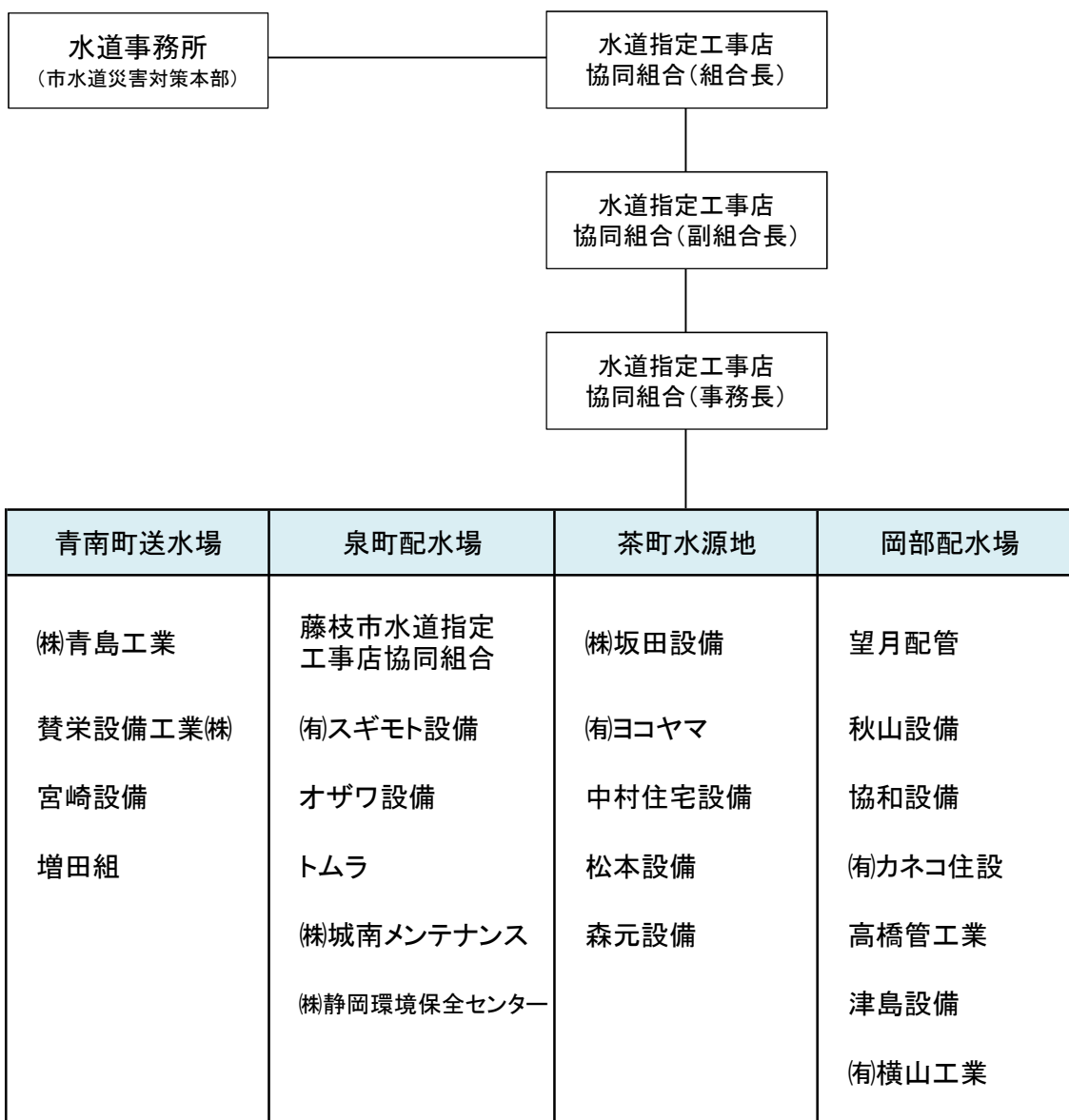
(R8.3.31)

No.	事業者名	所在地	協定	地区	電話番号	FAX
1	(株)青島工業	志太2-20-12	○	青島	641-2785	645-0687
2	秋山設備	岡部町内谷944-1		岡部	667-3002	667-4437
3	(株)あんしんりふおーむ	城南3-4-19		西益津	631-4111	631-4112
4	(株)エクノスワタナベ	緑町1-5-10	○	西益津	643-7707	643-5507
5	大石設備	兵太夫520-3		高洲	636-9740	293-7552
6	オザワ設備	田沼3-22-28	○	青島	635-1072	635-1149
7	落合電気空調(株)	築地838		高洲	641-0818	643-0100
8	カトー工業(株)	堀之内1-10-6		青島	645-5420	641-5425
9	(有)カネコ住設	岡部町村良423-2		岡部	667-1406	667-3259
10	(株)菊池設備	高岡3-12-3		高洲	636-3385	636-3385
11	キムラ設備	内瀬戸168-9		青島	689-2263	689-2263
12	協和設備	岡部町内谷748-1		岡部	667-0570	667-3084
13	興栄技建	八幡1106		広幡	625-9880	374-3079
14	(株)坂田設備	天王町3-5-22	○	藤枝	641-6467	645-0778
15	さくら設備工業(有)	大東町273-5		大洲	636-6189	636-6192
16	(株)サトーサービス	堀之内1730-1		稲葉	644-8856	644-8856
17	賛栄設備工業(株)	大洲1-5-15	○	大洲	635-0983	635-3385
18	(株)静岡環境保全センター	高洲60-15	○	高洲	636-1511	636-1500
19	(株)静岡住環	上藪田115-54		葉梨	631-6814	631-6819
20	(株)勝栄	高柳3-30-49	○	高洲	635-8186	636-2148
21	(株)城南メンテナンス	築地323	○	高洲	643-2468	643-6512
22	藤枝市水道指定工事店組合	稲川440-3	○	西益津	643-7308	643-4235
23	(有)スギモト設備	大洲4-5-8	○	大洲	636-2678	635-7469
24	(株)スルガ設備	高柳3-19-6		高洲	631-7743	625-9839
25	積和建設静岡(株)	平島363-1		西益津	646-2600	646-2616
26	大新工業	高岡1-15-25 リン723 105号		高洲	635-2525	635-2525
27	タカクワ設備	下藪田393-14		葉梨	663-0388	638-3534
28	高橋管工業	平島649-57	○	西益津	643-4917	645-0691
29	多々良設備	光洋台35-5		藤枝	646-6231	646-6231
30	津島設備	北方1887-9	○	葉梨	638-2625	638-2625

No.	工 事 業 者	所 在 地	協定	地区	電 話 番 号	FAX
31	東海ガス(株)	青木2-29-1		青島	647-7151	643-4145
32	トムラ	高洲5-6	○	高洲	635-2929	635-0516
33	中村住宅設備	時ヶ谷402-10	○	葉梨	641-6775	641-7120
34	(有)庭粧	駿河台5-1-1		青島	645-0680	645-4155
35	ヒロ設備	大東町713-6		大洲	637-1815	637-1815
36	フジ建設(株)	音羽町2-12-13		藤枝	644-5161	644-0924
37	堀内設備	兵太夫590-3		高洲	636-3614	636-3614
38	増田組	大東町850	○	大洲	635-7146	635-7146
39	松本設備	瀬古1-3-10	○	青島	644-8379	644-8379
40	宮崎設備	大洲2-27-23	○	青島	635-3836	635-3836
41	(株)望月設備	善左衛門2-20-1	○	大洲	635-5180	635-5180
42	望月配管	岡部町三輪678-16		岡部	667-1030	667-1030
43	森元設備	滝沢3755	○	瀬戸谷	639-0740	639-0740
44	(有)山崎建設	青南町4-21-9		青島	637-0517	637-0519
45	ヤマサン	藤岡2-8-4		藤枝	644-7048	668-9808
46	(株)山田組	堀之内1-1-3		稲葉	641-0618	644-4715
47	やよい住設	善左衛門2-5-9		大洲	637-0555	637-0555
48	(有)ヨコヤマ	上当間531-2	○	広幡	644-0138	644-1361
49	(有)横山工業	上当間193	○	広幡	641-6627	641-6840
50	リョータ設備	高岡1-12-14		高洲	635-6261	635-6261

別表15

藤枝市指定給水装置工事事業者災害対策本部組織



・各指定工事業者は、電話等による連絡を受けた後、身の回りの安全を確認し、一旦、市水道災害対策本部(茶町水源地)に集合する。

・本部の指示により、決められた場所において応急復旧(給水装置の復旧)工事活動を行う。

別表16

## 藤枝市水道本管施工指定業者一覧

(R8.3.31)

No.	業者名	指定業者	住所	協定	電話	FAX
1	大藤建設(株)		大洲2-10-1	○	635-7823	635-5980
2	(株)オカノ		高柳1-15-21	○	636-4788	636-4935
3	(有)北川建材		大洲4-4-50	○	635-3046	635-1034
4	さくら設備工業(有)	○	大東町273-5	○	636-6189	636-6192
5	(株)勝栄	○	高柳3-30-49	○	635-8186	636-2148
6	(株)杉山工務店		駅前2-4-16	○	641-0841	644-6320
7	(株)トーカイ		高柳2150-2	○	636-0911	636-0979
8	フルカワクリエイト(株)		駅前2-14-8	○	641-0262	644-1590
9	(有)山崎建設	○	青南町4-21-9	○	637-0517	637-0519
10	(株)エクノスワタナベ	○	緑町1-5-10	○	643-7707	643-5507
11	角丸建設(株)		城南2-7-3	○	641-0116	644-5885
12	フジ建設(株)	○	音羽町2-12-13	○	644-5161	644-0924
13	(株)丸川組		緑町1-7-7	○	641-0342	644-6727
14	(株)山田組	○	堀之内1-1-3	○	641-0618	644-4715
15	八木市産業(株)		高田491-4	○	638-1852	638-3900
16	(有)八木建業		中ノ合394	○	638-2000	638-2223
17	(株)戸塚工務店		岡部町内谷6	○	667-0103	667-3554
18	石神工業		南清里7-10		638-2403	638-2404
19	(株)秦組		与左衛門226	○	635-3617	635-3695
20	Pine village(株)		高洲55-1		631-9391	631-9392
21	(株)望月設備	○	善左衛門2-20-1		635-5180	635-5182

別表17

藤枝市水道本管施工指定業者災害対策本部組織

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 水道事務所                  (市水道災害対策本部)             </div>			
青南町送水場	泉町配水場	内瀬戸第1配水場	岡部配水場
大藤建設(株) (株)杉山工務店 フルカワクリエイト(株) (有)山崎建設 (株)望月設備	(株)トーカイ (株)オカノ (有)北川建材 角丸建設(株) さくら設備工業(有) (株)勝栄 (株)秦組 Pine village(株)	(株)エクノスワタナベ フジ建設(株) (株)丸川組 (株)山田組	(株)戸塚工務店 (有)八木建業 八木市産業(株) 石神工業

・各指定工事業者は、電話等による連絡を受けた後、身の回りの安全を確認し、一旦、市水道災害対策本部(茶町水源地)に集合する。

・本部の指示により、決められた場所において応急本管復旧(導・送・配水管の復旧)工事活動を行う。

別表18

## 応急復旧資機材調達先業者一覧

No.	業者名	住所	TEL	FAX
1	丸尾興商(株)	島田市御仮屋町8753	0547-35-3121	0547-35-5133
2	富士機材(株) 静岡支店	静岡市駿河区豊田3-10-10	282-4331	282-2093
3	安田(株) 静岡支店	静岡市駿河区豊田3-7-5	654-6177	654-6188
4	ヒダ(株)	静岡市葵区柚木570	265-2226	261-9585
5	(株)村松商店 静岡支店	静岡市駿河区手越原233-2	259-9818	259-3259

別表19

## 県内水道事業者等一覧

No.	事業者名	住所	電話	FAX
1	焼津市水道部	焼津市柵宜島20-1	054-624-0111	054-623-6926
2	島田市都市基盤部水道課	島田市稲荷1-8-1	0547-35-2107	0547-37-8004
3	掛川市水道部	掛川市逆川422	0537-27-0711	0537-27-1780
4	静岡市上下水道局水道部 (日本水道協会静岡支部)	静岡市葵区七間町15-1	054-270-9117	054-270-9112
5	浜松市上下水道部	浜松市住吉5-13-1	053-474-7011	053-474-0247
6	沼津市水道部	沼津市御幸町16-1	055-934-4851	055-934-0887
7	熱海市公営企業部水道温泉課	熱海市中央町1-1	0557-86-6483	0557-86-6490
8	三島市上下水道部水道課	三島市中央区5-5	055-983-2657	055-973-1355
9	伊東市上下水道部水道課	伊東市大原二丁目1-1	0557-32-1831	0557-36-4681
10	磐田市環境水道部水道課	磐田市福田400	0538-58-3082	0538-58-3123
11	富士市上下水道部	富士市青島町191	0545-55-2843	0545-53-2753
12	御殿場環境部上水道課	御殿場市萩原483	0550-82-4626	0550-83-4646
13	富士宮市水道部	富士宮市弓沢町150	0544-22-1177	0544-22-1209
14	下田市上下水道課	下田市河内576	0558-22-1200	0558-23-3754
15	裾野市環境市民部上下水道課	裾野市深良215-22	055-995-1890	055-994-0727
16	袋井市水道部水道課	袋井市浅名1028	0538-23-9214	0538-23-9237
17	湖西市環境部水道課	湖西市吉美3268	053-576-4534	053-576-2315
18	御前崎市市民生活部上下水道課	御前崎市池新田5585	0537-85-1127	0537-86-1150

No.	事業者名	住所	電話	FAX
19	菊川市生活環境部水道課	菊川市赤土1503	0537-73-1115	0537-73-1117
20	伊豆の国市上下水道課	伊豆の国市長岡340-1	055-948-2911	055-948-4031
21	伊豆市建設部上下水道課	伊豆市八幡500-1	0558-83-3900	0558-75-7177
22	静岡県大井川広域水道企業団	島田市相賀1300	0547-32-0136	0547-32-0130
23	静岡県企業局	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2329	054-251-5381
24	中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9288	054-644-4471
25	静岡県くらし・環境部 環境局水資源課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2420	054-221-3278

水道災害時の協力に関する協定書

藤枝市域内における地震災害及び風水害等（以下「災害」という。）による水道災害発生時における水道施設の応急復旧等に関し、藤枝市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧、応急給水活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請の範囲）

第2条 要請の範囲は次のとおりとする。

(1) 水道施設応急復旧作業（以下「復旧作業」という。）及び車両等の動員

(2) 飲料水確保、応急給水作業及び車両等の動員

（要請の方法）

第3条 甲は、災害による水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めた場合は、乙に対し応援を要請できるものとする。

2 前項の要請にあたっては、甲は災害の状況、場所、作業内容、希望する人員、機材、その他必要と認める事項を文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができるものとする。

（派遣）

第4条 乙は、甲の応援要請を受けたときは、災害の特殊事情に鑑み、すみやかに必要な人員及び車両等を派遣し、甲が行う応急復旧作業、応急給水作業に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が、この協定に基づく応援に要した費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が要請業務終了後に甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（報告事項）

第6条 乙は、この協定による応援要請に協力できる人員及び車両等の機材の状況把握に努め、甲の要請により甲に報告するものとする。

（労災補償）

第7条 この協定に基づく応援要請に伴う業務により乙の作業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の加入する労災保険により補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に疑義を生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 藤枝市  
市長

Ⓜ

乙

Ⓜ

水道災害時の資材調達に関する協定書

藤枝市域内における地震災害及び風水害等（以下「災害」という。）による水道災害時の資材調達に関し、藤枝市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、必要な資材の調達を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第2条 資材調達の範囲は次のとおりとする。

- (1) 配水管資材類
- (2) 給水装置資材類
- (3) その他甲の指定する資材

2 乙は、前項に規定する資材については、乙の経営の許す範囲内で、別途保有の協力をするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、災害による資材調達の必要があるときは、乙に対しその資材の供給を要請できるものとする。

2 前項の要請にあたっては、甲は必要な資材、数量、供給場所、その他必要と認める事項を文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができるものとする。

（供給）

第4条 乙は、資材供給要請があったときは、災害の特殊事情に鑑み、すみやかに甲の指定する場所に供給するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が、この協定に基づく資材供給に要した費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資材納入後に甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（協議）

第6条 この協定に疑義を生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 藤枝市  
市 長 (印)

乙 (印)

## 別表22

## 指定避難場所等連絡先一覧

No.	指定避難場所	防災無線	電話	F A X	防災拠点連絡先
	市災害対策本部	基地局	ぎょうせいふじえだ	携帯	090-2682-1077、090-2680-4812
	志太消防	可搬型 107	南分署 118	北分署 119	
	保健センター	106	645-1111	645-2122	
	市立総合病院	108	646-1111	646-1122	
	平成記念病院		643-1230	643-1289	
1	瀬戸谷小学校		639-0224	639-0643	瀬戸谷地区交流センター
2	瀬戸谷中学校		639-0024	639-0825	TEL 639-0120 FAX 648-2755 可搬型 51 携帯型 126-127
3	稲葉小学校		641-0789	641-8867	稲葉地区交流センター
					TEL 643-5005 FAX 647-2767 可搬型 52 携帯型 158-159
4	葉梨西北小学校		638-0005	638-2097	葉梨地区交流センター
5	葉梨小学校		638-0002	638-0064	TEL 638-1376 FAX 648-1510
6	葉梨中学校		638-0003	638-0014	可搬型 53 携帯型 128-130
7	広幡小学校		641-0764	641-1900	広幡地区交流センター
8	広幡中学校		641-0763	641-1901	TEL 643-1766 FAX 647-3771
9	静清高校		641-6693	644-8715	可搬型 54 携帯型 131-133
10	西益津小学校		641-0400	641-0408	西益津地区交流センター
11	西益津中学校		641-0656	641-0676	TEL 641-8862 FAX 647-2313
12	藤枝北高校		641-2400	641-2827	可搬型55 携帯型 134-137
13	藤枝西高校		641-0207	641-0840	
14	藤岡小学校		638-2661	638-2663	
15	藤枝小学校		641-0102	641-3758	
16	大谷川公園				藤枝地区交流センター
17	藤枝中学校		641-0584	641-5793	TEL 631-6451 FAX 646-5225
18	藤枝東高校		641-1680	644-0923	可搬型 105
19	生涯学習センター・同グラウンド		646-3211	646-3217	携帯型 138-141 251-252
20	市民会館駐車場		643-3111	643-3931	

※指定避難場所へは防災拠点の携帯型無線を持ち出すため、現計画中での記載はしない

No.	指定避難場所	防災無線	電話	F A X	防災拠点連絡先
21	青島小学校		641-0239	641-5795	青島南地区交流センター
22	青島中学校		635-0494	635-0495	TEL 636-3765 FAX 634-0135
23	藤枝順心高校		635-1311	635-6119	可搬型 58
24	静岡県武道館		636-2332	634-3002	携帯型 144 146 147 151 271
25	青島東小学校		641-0337	641-5120	
26	青島北小学校		643-1116	643-1117	青島北地区交流センター
27	青島北中学校		643-3600	643-8349	TEL 645-2300 FAX 645-9900
28	市民グラウンド		643-2494		可搬型 57
29	市民体育館駐車場・市武道館		641-1112	641-1179	携帯型 142 143 145 148-150
30	サンライフ藤枝		644-3012	644-3012	
31	高洲小学校		635-0780	635-5576	高洲地区交流センター
32	高洲南小学校		635-1411	635-1412	TEL 635-1458 FAX 634-0278
33	高洲中学校		635-0781	635-0797	可搬型 109 携帯型152-154
34	大洲小学校		635-2441	635-2853	大洲地区交流センター
35	大洲中学校		635-2440	635-2852	TEL 636-0059 FAX 634-1791
36	藤枝明誠高校		635-8155	635-8494	可搬型 110 携帯型155-157
37	岡部小学校	255	667-0016		岡部支所
38	岡部中学校		667-0052	667-3424	TEL 667-3411 FAX 667-3482
39	朝比奈第一小学校		668-0101		基地局 ぎょうせいふじえだおかべ
40	いきいき交流センター		668-0861		携帯型 265

※指定避難場所へは防災拠点の携帯型無線を持ち出すため、現計画中での記載はしない

## 別表23

## 重要給水施設一覧

No.	名称	区分	所在地	電話	FAX
1	藤枝市役所	災害対策本部	岡出山1-11-1	643-3111	643-3604
2	志太医師会館	主要救護所	南駿河台1-14-2	641-3385	643-7070
3	Bivi藤枝	主要救護所	前島1-7-10	8816-3267-2147(衛星電話)	
4	藤枝市生涯学習センター	主要救護所	茶町1-5-5	646-3211	646-3217
5	岡部支所分館	主要救護所	岡部町内谷601-3	667-3755	667-3985
6	瀬戸谷地区交流センター	臨時救護所	本郷876	639-0120	648-2755
7	稲葉地区交流センター	臨時救護所	寺島851	643-5005	647-2767
8	葉梨地区交流センター	臨時救護所	下之郷107-1	638-1376	648-1510
9	広幡地区交流センター	臨時救護所	鬼島387	643-1766	647-3771
10	西益津地区交流センター	臨時救護所	立花2-6-8	641-8862	647-2313
11	藤枝地区交流センター	臨時救護所	五十海3-12-1	631-6451	646-5225
12	青島南地区交流センター	臨時救護所	青葉町3-7-30	636-3765	634-0135
13	青島北地区交流センター	臨時救護所	南新屋14-1	645-2300	645-9900
14	高洲地区交流センター	臨時救護所	高柳4-9-13	635-1458	634-0278
15	大洲地区交流センター	臨時救護所	大洲3-17-12	636-0059	634-1791
16	藤枝市立総合病院	災害拠点病院	藤枝市駿河台4-1-11	646-1111	646-1122
17	藤枝平成記念病院	救護病院	藤枝市水上123-1	643-1230	643-1289

※重要給水施設とは、「災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置づけられている施設」とし、優先的に給水する管路の耐震化をすすめるとしています。